

山形県災害派遣福祉チーム設置運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、災害が発生した場合に、避難所、福祉避難所等（以下「避難所等」という。）において、要配慮者の支援にあたる山形県災害派遣福祉チーム（以下「福祉チーム」という。）の設置、運営等について、必要な事項を定めることにより、災害時における被災者支援体制の充実強化を図ることを目的とする。

(活動内容)

第2条 福祉チームは、次に掲げる活動を行うこととする。

(1) 福祉ニーズの把握及び要配慮者のスクリーニング

ア 避難所等に避難している者（以下「避難者」という。）の福祉ニーズを把握し、中長期的な福祉支援の必要性を山形県知事（以下「知事」という。）に報告する。

イ 緊急に介入が必要な要配慮者をスクリーニングし、必要に応じて福祉避難所や福祉施設などに繋ぐ。

(2) 要配慮者からの相談対応及び介護を要する者への応急的な支援

ア 要配慮者の相談に応じ、関係機関への情報提供や支援のコーディネートを行う。

イ 避難所等において介護等の支援が必要な場合は、応急的に介護等の支援を行う。

(3) その他

ア 避難所等の施設・環境面で福祉的な課題があれば、その解消に向けて調整を行う。

イ その他、広く避難者からの相談に応じ、避難環境を良好に保つ。

2 福祉チームは、前項に掲げるもののほか、第1条に規定する目的を達成するために必要と認められる活動を行うものとする。

(事前協定等)

第3条 団体との協定締結等

(1) 知事は、老人保健福祉施設等社会福祉に関する事業を行う施設、事業所等（以下「施設等」という。）が加入する団体（当該団体が法人格を有しないものにあつては、当該団体の代表者をいう。以下同じ。）に対して福祉チームへの協力を依頼し、依頼に応じる団体（以下「協力団体」という。）との間に山形県災害派遣福祉チームの派遣調整に関する協定（様式第1号その1）を締結するものとする。

(2) 協力団体の長は、団体に加入している施設等のうち災害の発生時に福祉チームへ協力するものについて、知事に対して、山形県災害派遣福祉チーム協力施設届出書（様式第2号）を提出するものとする。

(3) 知事は、前号の届出書により、山形県災害派遣福祉チーム協力施設登録名簿（様式第3号）を作成するものとする。

2 施設等との協定締結等

- (1) 知事は、協力団体との協定等を受け、福祉チームへの派遣に協力する施設又は協力施設を所管する法人（以下「協力施設等」という。）との間に、山形県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定（様式第1号その2）を締結するものとする。
- (2) 協力施設等の長は、知事に対して、山形県災害派遣福祉チーム員届出書（様式第4号）を提出するものとする。
- (3) 知事は、前号の届出書により、山形県災害派遣福祉チーム員登録名簿（様式第5号）を作成するとともに、山形県災害派遣福祉チーム員登録証（様式第6号）を協力施設等の長を通じて各チーム員に交付するものとする。
- (4) 協力施設等は、第2号の届出内容に変更が生じたときは、速やかに山形県災害福祉派遣チーム員変更届出書（様式第7号）を知事に提出するものとする。
- (5) 知事は、協力施設等から前号の変更届出書が提出されたときは、第3号の登録名簿を修正するものとする。

（福祉チームの編成等）

第4条 福祉チームの構成員は、次のとおりとする。

- (1) 福祉チームの構成員は、別表に掲げる資格・職種を有し、当該実務経験が3年以上の者とし、防災士の有資格者であることが望ましい。
- (2) 福祉チームは、1チーム当たり3～5名程度で構成し、各福祉チームにはリーダーが置かれ、リーダーは、チームを統括する。
- (3) 福祉チームは、被害状況等に応じて順次派遣する。
- (4) 福祉チームの活動期間は、原則として災害の初期（発災後5日間程度）とする。ただし、必要に応じて期間を延長することができるものとする。

（派遣基準）

第5条 福祉チームの派遣基準は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 県内で災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用され、又は適用される可能性のある災害が発生した場合であって、知事が福祉チームを派遣する必要があると認めるとき。
- (2) 県内で災害救助法が適用され、又は適用される可能性のある災害が発生した場合であって、福祉避難所等を設置する被災地の市町村から知事に対して福祉チームの派遣要請があったとき。
なお、派遣要請は、原則として山形県災害派遣福祉チーム派遣要請書（様式第8号）によるものとするが、災害の状況等により緊急を要する場合は、口頭による要請も可とし、後日、要請書の提出を行うものとする。
- (3) 県外で災害救助法が適用される災害が発生した場合であって、国または他の都道府県から知事に対して福祉チームの派遣要請があったとき。
- (4) その他特に必要であると知事が認めるとき。

（派遣）

第6条 知事は、第5条の派遣基準に基づき福祉チームを派遣する必要があると認めるときは、派遣内容を検討のうえ、派遣元となる協力施設等及び協力団体に対して福祉チームの派遣要請を行う。

なお、派遣要請は山形県災害派遣福祉チーム派遣依頼書（様式第9号）により行うものとするが、災害の状況等により緊急を要する場合は、口頭による要請も可とし、後日、要請書の提出を行うこととする。

- 2 知事から派遣要請を受けた協力施設等の長は、速やかに派遣の可否を判断し、その結果を知事に報告し、派遣が可能なときは、福祉チームの登録員を派遣する。
- 3 福祉チームのリーダーは、各日の福祉チームの活動状況等について記録するとともに、山形県災害派遣福祉チーム活動記録報告書（様式第10号）により、知事に報告するものとする。
- 4 福祉チームの他の都道府県への派遣に関する事項については、別に定めるものとする。

（傷害保険、費用負担等）

第7条 福祉チームに係る傷害保険及び費用負担等については、次のとおりとする。

（1）傷害保険

県は、福祉チームの派遣活動に伴う事故等に対応するため、福祉チームの構成員を対象とする傷害保険に加入し、その保険料については県が負担する。

（2）費用負担等

ア 災害救助法が適用された市町村に福祉チームが派遣され、その派遣費用が災害救助費の支弁対象となるときは、県は、災害救助法に定めるところにより費用を負担する。

イ ア以外の場合であって、知事の派遣要請に基づく福祉チームの派遣費用の負担については、別に定める。

ウ 知事の派遣要請に基づかない福祉チームの派遣に係る費用については、県で負担しないものとする。

エ 県は、福祉チームの登録員を派遣した施設の長に対し、ア及びイの費用を支払うものとする。

（研修及び訓練等）

第8条 県は、福祉チーム登録員、協力施設の長及び職員に対し、福祉チームの活動に必要な知識・技術等の向上を図るための研修及び訓練等の確保に努めるものとする。

また、福祉チーム登録員、協力施設の長及び職員は、知事が開催する上記研修及び訓練等への参加に努めるものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるものの他、必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月20日から施行する。

別表（第4条関係）

区 分	名 称
資格・職種	介護福祉士、介護支援専門員、社会福祉士 等